

様式3の1 指名停止等の運用状況一覧表

(指名停止開始日：令和5年10月1日～令和6年1月31日)

業 者 名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由	備考
1 (株)パレオ・ラボ	埼玉県戸田市	令和5年11月1日 ～ 令和5年11月30日 (1箇月)	契約違反 (別表第2第5号(2)ウ)	府教育庁文化財保護課が令和5年8月17日に実施した見積合わせによる委託業務契約について、履行期限内の履行が不可能であることから、同年10月4日付で契約辞退の申し出があり、同年10月30日に契約解除を行ったもの。	物品
2 (株)ワールドエンジニアリング	京都府南丹市	令和5年11月6日 ～ 令和6年2月5日 (3箇月)	建設業法違反 (別表第2第5号(4)-ア)	京都府教育庁発注工事の一般競争入札に参加し、落札したが、落札決定後の技術者の資格確認を行ったところ、配置予定技術者調書に記載の主任技術者(専任)が、本来は現場に配置できない営業所専任技術者であることが判明した。よって最終的に、契約締結が不可能となったため。	工事
3 沢井建設(株)	京都府木津川市	令和5年11月6日 ～ 令和6年3月5日 (4箇月)	建設業法違反 (別表第2第5号(4)-ア)	宇治田原営業所の専任技術者が常勤せず、建設業法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなったにもかかわらず、2週間以内に必要な届出を行わなかった。このため、令和5年11月6日に京都府から建設業法第28条第1項に規定による指示処分を受けたため。	工事
4 (株)協栄開発	京都府宇治市	令和5年11月24日 ～ 令和6年3月23日 (4箇月)	建設業法違反 (別表第2第5号(4)-ア)	平成18年5月に設置した宇治田原営業所を、建設工事の契約締結を行う営業所とする委任状を提出し、宇治田原町の入札参加資格(令和4・5年度分)を取得して建設業の営業を行っていたにもかかわらず、営業所新設から30日以内に変更届出書を提出しなかった。このため、令和5年11月24日に京都府から建設業法第28条第1項の規定による指示処分を受けたため。	工事
5 (株)西協産業	京都府木津川市	令和5年11月24日 ～ 令和6年3月23日 (4箇月)	建設業法違反 (別表第2第5号(4)-ア)	令和2年8月に設置した宇治田原営業所を、建設工事の契約締結を行う営業所とする委任状を提出し、宇治田原町の入札参加資格(令和4・5年度分)を取得して建設業の営業を行っていたにもかかわらず、営業所新設から30日以内に変更届出書を提出しなかった。このため、令和5年11月24日に京都府から建設業法第28条第1項の規定による指示処分を受けたため。	工事
6 構営技術コンサルタント(株)	高知県高知市	令和5年11月24日 ～ 令和6年8月23日 (9箇月)	独占禁止法違反 (別表第2第2号(2)ウ)	高知県が発注した地質調査業務の入札において、独占禁止法(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年9月28日、公正取引委員会から独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	工事
7 (株)久米設計	東京都江東区	令和5年12月18日 ～ 令和6年12月17日 (12箇月)	談合等 (別表第2第3号(3))	宮崎県串間市発注の消防庁舎新築設計業務の指名競争入札をめぐる、同市副市長と共謀し久米設計が落札しやすい業者選定案にしたなどとして、公契約関係競売等妨害(刑法第96条の6)の疑いで、令和5年11月16日に支社長が宮崎県警に逮捕されたため。	工事
8 三愛物産(株)	愛知県名古屋	令和5年12月26日 ～ 令和6年12月25日 (12箇月)	談合等 (別表第2第3号(3))	岐阜県山県市が発注した水道施設工事の指名競争入札において、同市職員と共謀し自社が有利になる指名業者選定案を作成したとして、公契約関係競売等妨害(刑法第96条の6)の疑いで、令和5年11月29日に岐阜支店長が岐阜県警に逮捕されたため。	工事